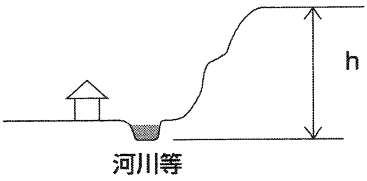
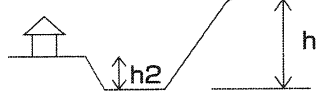
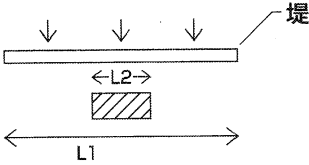
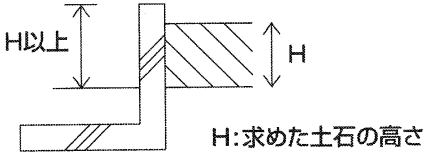


■ 講習会名

「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル」講習会

■ 質問及び回答

No.	頁	質問内容	回答
1	P13	<p>①急傾斜地の下端に河川等くぼ地がある場合は、高さhの下端は河川の底を取るべきでしょうか。</p>  <p>河川等</p> <p>②建物と傾斜地の間にくぼ地がある場合は、作用（堆積）高さ$h-h_2$としてよいでしょうか。</p> 	<p>急傾斜地の特別警戒区域に係る区域設定については、県が現地調査結果に基づき、急傾斜地の下端の位置及び高さ等の設定を行っており、その詳細については、管轄の県土整備事務所で確認ができます。</p>
2	P14	<p>土砂災害特別警戒区域の詳細な公図図書等はどこで確認すればよいでしょうか。</p>	<p>管轄の県土整備事務所（局）の管理部署で確認できます。</p>
3	P27	<p>土砂災害特別警戒区域にかかるか否かは、建物のどこの部位で判断するのでしょうか。（例えば、基礎、ひさしの扱い）</p>	<p>外壁及び基礎等で囲われた居室を有する建築物（外壁及び基礎等の部分を含む建築物内部）の一部が土砂災害特別警戒区域内に含まれる場合は、令第80条の3の構造規制の適用を受けます。</p> <p>外部のひさし及び地下の基礎等のみが土砂災害特別警戒区域内に含まれる場合は、令第80条の3の構造規制の適用を受けないものと考えられます。</p>
4	P44	<p>島根県の急傾斜地の崩壊、土石等の力の大きさの一覧表はHPにあったのですが、マップonしまねを見ても区分番号が分かりませんでした。確認方法を教えてください。</p>	<p>土石等の力の大きさの一覧表については、基礎調査に基づいて作成されており、県砂防課、各県土整備事務所、市役所及び各コミュニティセンターで閲覧することができます。</p> <p>区域番号は、この表と共に閲覧に供されている区域図で確認することができます。</p> <p>（土砂災害特別警戒区域の詳細な公図図書等についてはNo.2参照）</p>

No.	頁	質問内容	回答
5	P44	<p>一覧表の中の (B) は 1 m となっていますので、各力の大きさは、現地の高さを掛ければよいですか。</p>	<p>(B) は、(A) が当該建築物に作用する場合の土石等の高さです。</p> <p>(A)：移動による力が 100 kN/m^2 を超える区域の移動の力の最大値 (kN/m^2)</p> <p>建築物に作用する外力の算定については、島根県土木部砂防課HPにあるエクセルシートにより、任意の位置における土石等の力及び土石等の高さが算定できます。(入力事項：急傾斜地の角度、急傾斜地の高さ、崩壊防止施設の高さ、待受け式擁壁の高さ、待受け式擁壁までの距離等)</p> <p>計算方法及び上記入力事項等(急傾斜地の下端からの距離含む)については、管轄の県土整備事務所(局)(管理部局)にご確認ください。</p>
6	P87	<p>防土堤を設ける場合で、建物の側面を補強しない場合は、堤長 $L1$ は建物長 $L2$ よりどのくらい長くしなければならないでしょうか。</p> 	<p>県の急傾斜地崩壊対策事業においては、被害区域の平面的な広がりとは30度として土石等による影響範囲を設定していますが、設計にあたっては、土石等の方向等、現地の状況に応じた設計者判断が必要と考えられます。</p>
7	<p>P84 図 5.3-2 P88 図 5.3-6 P92 図 5.3-9</p>	<p>耐土圧外壁、耐土圧独立壁の高さは、再現手続で求めた端部の土石の高さより高くすればよいでしょうか。</p> <p>例えば $H = 1000 \text{ mm}$ の場合は、壁の高さは $h = 1100 \text{ mm}$ 程度でよいでしょうか。</p> 	<p>よろしいです。(H以上です。)</p>